第１０７号議案

豊川市下水道条例の一部改正について

豊川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２４年１１月３０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市下水道条例の一部を改正する条例

豊川市下水道条例（昭和５５年豊川市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第３条の次に次の２条を加える。

（公共下水道の排水施設の構造の基準）

第３条の２　公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。

⑴　堅固で耐久力を有する構造とすること。

⑵　コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

⑶　屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

⑷　下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

⑸　地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓（とう）継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

⑹　排水管の内径及び排水渠（きょ）の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させる

ことができるものとすること。

⑺　流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

⑻　暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

⑼　暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。

⑽　ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができる蓋）を設けること。

（適用除外）

第３条の３　前条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

⑴　工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

⑵　非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公共下水道の排水施設の構造の基準を定める必要があるからである。